



平成23年10月号

広報 幸報

鯨海峡



とがしき

村役場では東日本大震災の支援の募金を実施しています！

平成23年9月30日現在



渡嘉敷村の

世帯・人口数

| | 23年 8月末 | 9月末 | 比較 |
|-----|------------|-----|----|
| 世帯数 | 423 | 419 | -4 |
| 男 | 380 | 378 | -2 |
| 女 | 337 | 334 | -3 |
| 計 | 717 | 712 | -5 |



敬老会



富里常明さん 祝 百歳
奥様の好枝さんが代理受領



稲守信子さん・安里フサさん 祝 米寿(ト-カ)
会場に出席できなかった他5名の方が対象者



会場の皆さんが楽しんだ民謡ショウ



インフルエンザワクチン接種について

今年度のインフルエンザワクチンは、昨年と同様のA型とB型が混合された、3価型ワクチンです。

接種回数は13歳以上が1回接種、生後6ヶ月～13歳未満は2回接種します。



※予約は必要ありません。
350名分までの先着順です。

集団接種について



日 時：10月4日、10月12日、11月1日

場 所：中央公民館

時 間：14時 ～ 17時30分

対象者：満1歳以上の住民登録がある者

持参する物：健康手帳、親子(母子)健康手帳(中学生以下)、接種料金

| 年齢 | 接種料金(1回目) | 2回目(13歳未満) |
|---------|-----------|------------|
| 65歳以上 | 無料 | |
| 16歳～64歳 | 2,000円 | |
| 1歳～中学生 | 1,000円 | 1,000円 |

※ 生活保護受給者は、無料で接種できます。

※ 中学生の接種で保護者が同伴しない方は、同意書が必要です。(民生課にあります。)

(注) 以下の方は、安全面を優先するため、集団接種は受けられません。

医療機関にて、医師に相談し個別接種を受けて下さい。

- ① 生後6ヶ月以上1歳未満のお子様
- ② 妊産婦

個別接種について



島外にて接種する方、集団接種を受けられない方等へ、予防接種料金2,000円を助成致します。

【 条件 】

渡嘉敷村に住民登録があり、集団接種を受けていない方。

【 対象者 】

- ・65歳以上の方
- ・中学生以下の方

【 申請方法 】

領収書、印鑑、通帳をご持参の上、民生課窓口へお越し下さい。

※渡嘉敷診療所で接種する場合は完全予約制です。接種料金は以下のとおりです。

- ・ 中学生以上 3,000円
- ・ 6ヶ月以上13歳未満 2,500円

【 お問い合わせ先 】 渡嘉敷村役場 民生課 (保健係) TEL 987-2322

胃がん検診のお知らせ

胃がんは、早期発見によって治る可能性が高いがんです。
40歳以上の方は年に1度は、必ず検診を受けるようにしましょう!!

| 日程 | 時間 | 検査方法 | 場所 |
|---------------|----|----------------------|-------|
| 平成23年10月6日(木) | 受付 | バリウム検査 (胃部X線間接撮影) | 中央公民館 |
| | 検診 | | |

【 健診料金 】

個人負担 1,000円 (村負担 3,095円)

※ 40歳以上の非課税世帯、生活保護世帯、70歳以上の方は無料です。
※ 当日は健康手帳を持参して下さい。

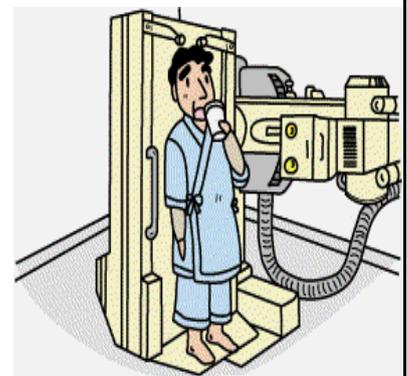


☆☆ 検診時の注意 ☆☆

- ① 検査前日の21時以降は、飲食しないようにして下さい。
また、飲酒・喫煙は控えましょう。
- ② 病院からの薬を飲んでいる方は、検査当日の服用は主治医に相談して下さい。
- ③ 検査当日は、食事・飲み物・ガム・あめ・たばこ等は一切とらないで下さい。

☆☆ 以下の方は受診できません ☆☆

- ① 検査当日に、飲食した方
- ② 妊娠中の方、妊娠の可能性がある方
- ③ 排便困難や、重度の便秘の方
★3ヶ月以内に急に便秘になった方
★5日以上便が出ず、下剤を飲んでも便が出にくい方
★便秘とともに腹痛の既往のある方
- ④ 食道・胃の手術を受けた方
- ⑤ 大腸憩室炎、腸閉塞の既往や人工肛門のある方。
- ⑥ 潰瘍性大腸炎、クローン病のある方。
- ⑦ 過去のバリウム検査で、重度の便秘やアレルギー症状が出た方
- ⑧ 発熱、体調の悪い方
- ⑨ 血圧の高い方 180/110以上は受診不可



☆☆ 検査終了後 ☆☆

- ① バリウムを排泄するために、下剤を渡します。
水分や野菜を、多くとって下さい。
- ② 白い便は、バリウムによるものですので心配ありません。

※お問い合わせ※

渡嘉敷村役場・民生課
保健指導所・保健師

987-2322
987-2422

「咳」のエチケット



インフルエンザや風邪の主な感染経路のひとつが、咳やくしゃみによるものです。

マスクをせず、咳やくしゃみをすると、ウイルスは2m～3m飛ぶと言われていいます。

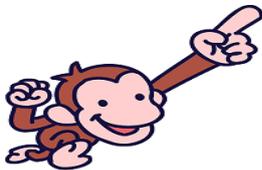
発熱や咳などの症状がある場合は、マスクを着用しウイルスの拡散を防止しましょう。

また、診療所受診の際や、人がいる場所に行く場合は、『うつらない！うつさない！！』 ために、マスクを着用しましょう。



うつらない、うつさない。
インフルエンザ！

民生課 保健係



正しい手洗い、身につけよう！
「片手30秒・両手で1分」

①
水で手を
ぬらして



②
せっけんを
手にとって



③
あわ立て
ブクブク



④
手のこう
モミモミ



⑤
ゆびのあいだ
モミモミ



⑥
おやゆび
クルクル



⑦
手のひら・ゆびのさき
ゴシゴシ



⑧
て
手くび
クルクル



⑨
しっかり
ながして



⑩
きれいに
ふいて
ピッカピカ



民生課 保健係

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方が申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

- ・0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）
- ・3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 : 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。
詳しくは、裏面の「一問一答」をご覧ください。

**申請が
必要です**

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、**これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。**（※公務員の方は勤務先へ申請）

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください!

以下の方は速やかに申請して下さい。

(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

- ・10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、**転出した日（転出予定日）の次の日から**、
10月以降にお子さんが生まれた方は、**お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。**

詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

渡嘉敷村役場 民生課 987-2322 担当 金城まで

子ども手当 一問一答



10月からの子ども手当について説明します。

Q1 どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？

A1 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があるからです。

なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

Q2 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか？

A2 お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。

ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

Q3 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？

A3 お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

Q4 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くということを聴きましたが？

A4 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。

また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができるようになります。



戦没者等のご遺族の皆様へ

第九回特別弔慰金の

請求期限が近づいています。

平成24年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第九回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に公務扶助料や遺族年金等を受ける方が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合における、次の順番によるご遺族お一人。

- 1) 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2) 戦没者等の子
- 3) 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(平成21年4月1日において遺族以外の方と婚姻したことにより姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4) 上記3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5) 上記1)から4)以外の3親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

請求窓口

民生課

戸籍係(源)

米トレーサビリティ制度がスタートしています！

平成22年10月に米トレーサビリティ法が施行され、米、米加工品、米飯類を取り扱う事業者（製造業者・小売業者・飲食業者等）は、「取引等の記録作成・保存」が義務付けられています。また、平成23年7月以降に生産者から出荷された米穀については、一般消費者までその「産地情報を伝達」することが義務となっています。

詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。また、県流通政策課までお問い合わせください。



<お問い合わせ先>

沖縄県 農林水産部 流通政策課 (TEL)098-866-2255

* 米トレーサビリティ制度に関するパンフレットも配布しております。

<農林水産省のホームページ>

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

—テレビの映りでお困りではありませんか？—

10月は『受信環境クリーン月間』です。

受信障害とは、建造物、不法無線局や家庭用電気器具等が原因となって、あたり一帯のテレビ・ラジオ放送の受信に障害を与えることをいいます。

受信障害については、「沖縄受信環境クリーン協議会」又は「放送局」へご相談ください。

沖縄受信環境クリーン協議会(企画担当事務局)

〒900-8795 那覇市東町26-29 4階

総務省 沖縄総合通信事務所 情報通信課内

電話 098-865-2307 FAX 098-865-2311

渡嘉敷村防災訓練のお知らせ

地震・津波による避難訓練

平成23年11月21日(月)13:30~15:00まで
地震・津波による避難訓練を実施致します。
つきましては、村民の皆様は訓練へ積極的に
参加していただきますようお願いいたします。



渡嘉敷村長 座間味昌茂

★指定避難場所

渡嘉敷地区

- ① 渡嘉敷林道
- ② 村道青年の家線
- ③ 村道大谷線
- ④ 役場屋上

阿波連地区

- ① 村道阿波連線
- ② 村道前岳線

渡嘉志久地区

- ① 村道阿波連線
- ② 村道照岳線



別紙に各地区の避難場所及び避難経路の
地図がありますのでご覧下さい！

お問い合わせ先
渡嘉敷村役場 総務課 電話098-987-2321

渡嘉敷村暴力団排除条例を制定

渡嘉敷村では、暴力団のいない安全・安心な地域社会の実現に向けて、渡嘉敷村暴力団排除条例を制定し、平成23年9月22日に施行いたしましたので、村民の皆様へお知らせいたします。

渡嘉敷村暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、沖縄県内において暴力団員による不当な行為が県民生活に多大な影響を及ぼしている現状に鑑み、暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、渡嘉敷村(以下「村」という。)及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動に関する施策等を定めることにより、村民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより村民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (4) 村民等 村民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、村及び村民等が、暴力団が社会に対し悪影響を与える存在であることを認識し、「暴力団を利用しない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を恐れない」という基本事項を遵守した上で、村及び村民等が互いに密接な連携を図りながら協力して推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、村民等の協力を得るとともに、沖縄県、他の市町村その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

- 第5条 村民は、村が推進する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に取り組むとともに、村が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 村民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を村又は警察その他の関係機関に提供するよう努めるものとする。

(村の事務及び事業における措置)

第6条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないように、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を村が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第7条 村長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

(村民等に対する支援)

第8条 村は、村民等が安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、村民に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 村は、暴力団排除活動に関し、村民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(青少年に対する教育)

第10条 村は、青少年に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第11条 村民は、暴力団の威力を利用することにより暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

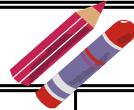
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。





10月の主な予定



| 日曜日 | | 月曜日 | | 火曜日 | | 水曜日 | | 木曜日 | | 金曜日 | | 土曜日 | |
|------------------|--------|-------------------|--------|-----------------------|--------|-------------------------------|--------|----------------------------|--------|---------------------------|--------|-----|--------|
| | | | | | | | | | | | | 1日 | 189/5 |
| 2日 | 189/6 | 3日 | 189/7 | 4日 | 189/8 | 5日 | 189/9 | 6日 | 189/10 | 7日 | 189/11 | 8日 | 189/12 |
| 村民体育祭 | | | | インフルエンザ 予防接種 (公民館) | | | | 胃がん検診 (公民館) | | 阿波連ビーチ周辺の 国有保安林区区域内植樹祭 | | | |
| 9日 | 189/13 | 10日 | 189/14 | 11日 | 189/15 | 12日 | 189/16 | 13日 | 189/17 | 14日 | 189/18 | 15日 | 189/19 |
| | | 🇯🇵 体育の日 青年会月見会 | | 出張車検 | | 出張車検 インフルエンザ 予防接種 (公民館) | | 列島グラウンド ゴルフ大会 (交流の家) | | | | | |
| 16日 | 189/20 | 17日 | 189/21 | 18日 | 189/22 | 19日 | 189/23 | 20日 | 189/24 | 21日 | 189/25 | 22日 | 189/26 |
| | | 行政相談所開設 | | | | | | | | | | | |
| 23日 | 189/27 | 24日 | 189/28 | 25日 | 189/29 | 26日 | 189/30 | 27日 | 190/1 | 28日 | 190/2 | 29日 | 190/3 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 30日 | 190/4 | 31日 | 190/5 | | | | | | | | | | |
| 村民グラウンド ゴルフ大会 | | | | | | | | | | | | | |



村民税や国保税などの納付は
『口座振替』が便利です♪♪



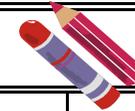
渡嘉敷村

ごみの正しい分け方、出し方に
ご協力をお願いします！！
指定袋以外のごみは回収できません！





11月の主な予定



| 日曜日 | | 月曜日 | | 火曜日 | | 水曜日 | | 木曜日 | | 金曜日 | | 土曜日 | | |
|-----|-------|----------|-------|-----------------------|-------|--------|-------|------|-------|-----|-------|-----|-------|--|
| | | | | 1日 | 10/6 | 2日 | 10/7 | 3日 | 10/8 | 4日 | 10/9 | 5日 | 10/10 | |
| | | | | インフルエンザ 予防接種 (公民館) | | | | 文化の日 | | | | | | |
| 6日 | 10/11 | 7日 | 10/12 | 8日 | 10/13 | 9日 | 10/14 | 10日 | 10/15 | 11日 | 10/16 | 12日 | 10/17 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 13日 | 10/18 | 14日 | 10/19 | 15日 | 10/20 | 16日 | 10/21 | 17日 | 10/22 | 18日 | 10/23 | 19日 | 10/24 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 20日 | 10/25 | 21日 | 10/26 | 22日 | 10/27 | 23日 | 10/28 | 24日 | 10/29 | 25日 | 11/1 | 26日 | 11/2 | |
| | | 渡嘉敷村防災訓練 | | | | 勤労感謝の日 | | | | | | | | |
| 27日 | 11/3 | 28日 | 11/4 | 29日 | 11/5 | 30日 | 11/6 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |



国保係より...
 国保税の納め忘れはありませんか?
 納付は7月から翌年2月までの
 『毎月納付』となります!

納付はお早めに!!!



渡嘉敷村

ごみの正しい分け方、出し方に
 ご協力をお願いします!!
 指定袋以外のごみは回収できません!

